

# 横浜市民用 保育料軽減利用申込書

(宛先) 川崎市長

川崎認定保育園保育料軽減の利用を申込みます。

保育料軽減助成に関する提出書類一式の写しについて、横浜市へ提出することに同意します。また、この申込書の内容に変更がある場合は遅滞なく川崎認定保育園へ申込みます。

		申込日	年	月	日
利用施設名	保護者氏名 自署			児童No.※	
保護者住所 横浜市 区					※施設で記入します

### 対象者

保育料軽減の対象となるのは、負担区分の階層がA階層からD14階層までの世帯かつ、児童の4月1日の満年齢が0歳～2歳の児童です。

### 添付書類

- 1、施設との契約書の写しなど軽減前の月極保育料が記載された書面
- 2、支給認定決定通知書の写し

## 1、【申込児童】

児童名カナ	認定証番号 支給認定証より転記	児童生年月日	①4月1日の 満年齢
児童名		年 月 日	歳

## 2、【負担区分】支給認定決定通知書より転記事項

②負担区分	負担区分適用期間※	減免期間(記載がない場合は空欄)※
階層	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

※負担区分適用期間もしくは、減免期間が終了する場合は改めて申込みが必要です。

## 3、【軽減額】算定

軽減区分
ア・イ・ウ・エ・オ・カ

該当区分に○を記入

軽減額算定  申込児童の「①4月1日の満年齢」が「0歳～2歳」かつ、支給認定決定通知書の②負担区分が「A階層～D14階層」		軽減前の保育料を記入	「②負担区分」より軽減区分ア～オを○で囲む	「③月極保育料」から該当区分別の「④算定控除額」を引いて、「⑤控除後の金額」を算出	該当区分別、軽減上限額	「⑤控除後の金額」もしくは「⑥軽減上限額」のいずれか少ない金額を記入	
	②負担区分が「A階層～D14階層」	③月極保育料※	該当区分	④算定控除額	③-④=⑤ ⑤控除後の金額	⑥軽減上限額	⑤と⑥を比べ少ない額 ⑦軽減額
		円	D12階層～D14階層 → ア 38,100 円 D9階層～D11階層 → イ 28,100 円 D6階層～D8階層 → ウ 18,100 円 D3階層～D5階層 ※E3階層～E5階層含む → エ 8,100 円 C階層～D2階層 ※E0階層～E3階層含む → オ 5,000 円 A階層～B2階層 → カ 0 円	円	円	円	円

②負担区分がD15階層以降 → 保育料軽減対象外

※③月極保育料については軽減前の保育料を記載。  
 ※軽減助成該当区分が「カ」の方は、令和元年9月以前は「オ」の区分が適用されます。

軽減額がマイナスの場合 → 軽減額がマイナスの場合

## 4、【保護者負担】算定

③月極保育料※	-	⑦軽減額	=	保護者負担額
円		円		円